

建議回答書

平成 28 年 4 月 22 日

高 知 市

建 議 事 項

1 農業振興の施策について

本市では、山間部から市街地を含む沿岸部まで広い範囲で地域の特色を活かした農業が営まれており、その生産高は、県下一の農業産出額を誇っています。

しかしながら、国が示す「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等の経営に関する新たな農業政策では、土地利用型農業を念頭においたものが多く、園芸農業が盛んで小規模農家が多い高知市の農業経営には適したものとは言い難い制度であるため、国の施策を補完し、本市農業経営の現状課題を解決する、市単事業の創設拡充が必要です。そこで具体的には、①耕作放棄地対策の現状に見合う施策の創設、農業基盤整備の事業費拡大、農業技術職員の採用、本市における農産物の付加価値を高める取組みなど、高知市独自のきめ細やかな農業施策（市単事業）の創設と予算の拡充に取り組んでください。

政府はT P P交渉において、米、麦、乳製品、牛肉、豚肉など重要品目の関税撤廃は免れたものの、大幅な引き下げでの輸入枠拡大を受け入れることにより、大筋合意に至りました。また、国内では、熾烈な産地間競争、農産物価格の低迷、燃油や農業資材高騰等により農業経営は以前にも増して厳しい状況にあります。その上、本市においては、農家の高齢化や耕作放棄地の増加などの抜本的な課題解消にも繋がる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取組みはこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至っておりま

せん。このような課題が山積する中での農業経営環境は極めて厳しい状況下であり、地域農業の多面的解決が図られなければならない状況が深刻化しています。そこで②詳細な現状分析を基に「第12次高知市農業基本計画」を策定し、地域別に策定された「人・農地プラン」の要となる担い手等の育成や農地の有効利用、地域が求める農業のあり方などを実現すること、③本年新たに成立した「都市農業振興基本法」を基とする市街地農業の在り方や、「高知県産業振興計画」に盛り込まれている農業分野の位置付けや方向性について実行せしめる営農指導員の配置と新たな制度の確立についても求めていくことを要望します。

さらに、高齢化の進む本市において、生産者の高齢化と後継者問題は深刻な課題です。高齢になっても農業を継続していくためには、労力の省力化は必然であり、④農業機械の効率的で有効な導入・利用を図るために共同購入補助事業の拡大や、適用範囲が広く安定した防除効果のある農薬の開発を関係機関に働きかけるよう要望します。また、⑤国が定める新規就農者に対する支援策が、適用できない45歳以上の就農者などに対して、実技指導等の支援に加え、本市独自の給付金制度の検討をお願いします。

南海トラフ巨大地震による津波等の被害対策として、避難路・施設整備の計画及び実施等がされておりますが、農地については津波が発生すると境界の復元が困難になり復興への足かせとなることが危惧されます。そこで、⑥農地の特性を考慮し、早急に沿岸部を優先とした計画を立案して事業の最終年度を決め、予算を増額したうえで各筆ごとの境界を定める地籍調査を実施するよう要望します。

(回 答)

- ① 本市独自の施策について、新たに、耕作放棄地の解消とあわせ、新規有利作物をモデル的に栽培し、高知県食品工業団地事業協同組合と連携した商品開発に望む「耕作放棄地産地化推進事業」、モデル地区で地下水灌水システムを試験導入し、田畑の輪換で土地の有効活用を行い、新たな品目の産地化を図る「湿田解消対策事業」を創設しました。

また、従来からの事業としまして、全国規模の展示会への出展や外商セミナーの開催を実施し、農林水産物の付加価値向上を高め、販路拡大、新市場開拓による農家所得向上を図る「農林水産物活用外商推進事業」にも取り組んでまいります。

- ② 「第12次高知市農業基本計画（H27～H31）」におきましては、国の「食料・農業・農村基本計画」や人・農地プランの内容を踏まえ、各地域の生産の現状と課題を記し、今回から新たに各地域ごとに今後の取組と目指す方向を加えるとともに、実施施策では外商の推進や鳥獣被害防止対策の推進等の課題となっている項目を付け加え、より実態に即した、効率的な推進方針を示すこととしました。

今後は、各地域が求める農業のあり方を農業者と共に考えていく場においての一助となるものとして、人・農地プランの活用を考えておりますので、地域農業や農業者に精通されておられる農業委員の皆様の積極的なご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

- ③ 都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続と、良好な都市環境の形成を目的として制定されており、市街化区域内の農地を持つ本市にとって、法の基本理念は大変重要で、今後、基本的施策の具体的な検討が進められるなかで、環境整備等が進んでいくものと考えます。

現在、国で策定が進められている基本計画（案）を参考に、今後、

本市において計画策定の検討を行っていく予定です。また、高知県産業振興計画では、地域アクションプランの農業分野の各項目について、PDCAサイクルを取り入れながら、実行と成果について進めているところです。こうしたなかで、実効性を高めていくために、営農指導員の配置や新たな制度の確立等についても、適宜検討を行ってまいりたいと考えております。

- ④ 農業機械の共同購入補助事業については、現在も国県事業や本市単独事業があり、これらを積極的に活用していただくため、今後とも地域の合意形成を取りつつ支援を行ってまいります。また、適用範囲の広い農薬の開発につきましても、県を通じて働きかけを行ってまいります。
- ⑤ 本市の新規就農者への支援については、県事業を活用し、15歳以上65歳未満で、かつ研修終了後1年以内に独立・自営就農等を予定している方を対象に研修手当を補助しております。また、定年退職された就農者についても貴重な担い手でありますことから、関係機関と連携し、実技指導等の支援を検討してまいります。
- ⑥ 本市が実施しております地籍調査につきましては、国土調査事業十箇年計画(平成22～31年度)に基づき、近い将来起きると予測されております南海トラフ巨大地震に備え、迅速な災害復旧・復興が図れるよう沿岸部の調査を優先的に実施しております。

本市全域での地籍調査の進捗率は、今年3月末時点で約46.4%という状況であり、沿岸部の調査完了後は、引き続き長期津波浸水想定区域の調査を行う方針です。

市街地では土地の権利・利害関係が複雑に存在しており、また、筆数も多いことから、筆毎の地権者との立会等に時間を要するため、1年間の調査面積は約1.5～2.0km²であり、事業完了までには相当長期にわ

たる事業ですが,一層の促進を図りますため,予算の確保はもとより,効率的・効果的な事業実施を行っていきたいと考えております。

2 学校給食における地場産品活用について

学校給食において、地元の食材を活用することは、子どもたちの「食」への関心を高め、食物や生産者への感謝の心を育み、地域の食文化を考えるなど、教育効果の高揚に寄与するとともに、生産者にとっては、やりがいにつながり、その上地域の活性化と所得確保に貢献できるものです。

高知市の学校給食における地域食材の使用割合は、「第2次高知市食育推進計画」には、平成30年度までに68%を目標に掲げて取り組まれています。この目標は全国平均値よりは高い設定であるものの、本市の恵まれた農産品生産実態からするならば、①これまでモデル地区で取り組んできた地場産品の給食搬入体制を一層拡充し、生産者組織の編成やコーディネーターの育成など、具体的で横断的な支援となるようさらに要望します。

また、米粉パンの使用で地域食材の使用割合を引き上げることや、今後の中学校給食実施を踏まえ国内産の食材使用を100%にするなど、②学校給食用食材の搬入を担う「学校給食用食材生産支援事業費補助金」の活用については、地元JAや農業者との連携を深め、全小学校において積極的に取り組まれるよう、高知市農林水産部は、十分な予算確保のうえ制度の周知徹底に努め、可能な限り高知市産の食材納入ができるように取り組んでください。

(回 答)

- ① 初月地区及び鏡・土佐山地区等の「学校給食地場産品モデル地区会」では、校区や近隣の地域で生産された食材を学校給食で活用するため

の具体的な体制づくりについて協議を重ね、他校区のモデルとなる取組を継続してきました。

しかしながら、高知市内全域を考えると、例えば市街地などでは、校区内での生産物の確保が難しい場合も見受けられることから、県内産品も含めた地場産物の活用方法を検討していく必要があります。

食材納入については、地場産品の集荷・配送等の課題が多く、また、平成 30 年度から始まる「中学校給食の完全実施」も見据え、地場産品の確保について検討してまいります。

- ② 学校給食への高知市産農産物の納入については、モデル的に事業を創設し、支援を行っています。取組のなかで、農作物の集荷から納入までの過程での役割分担や、納品期日に併せた収穫期の調整等の課題があり、これらの課題を関係機関と共に検証を行いながら進めてまいらなければならないと考えております。

今後は、気象状況の影響を受けにくく、安定した収量が見込まれ、集出荷・配送体制が整えやすい品目を中心とした支援策について検討をしてまいります。

3 食育体験学習の推進について

食育体験学習の推進は、収穫の喜びを知ることで労働の尊さを学び、地域農業への理解を深めるきっかけとなります。また、本年4月に制定された都市農業振興基本法には「学校教育における農作業の体験の機会の充実」が盛り込まれ、さらなる取組みが期待されるところです。

しかしながら、教育委員会所管の食育体験学習の現状は、実施主体の教育現場とそれをサポートする農業者との間で思いの違いが生じているため、食育体験学習予算の運用や現在の取組みについて再考し、整理する必要があります。この事業に参画する農業者の多くは、未来を担う子どもたちを思い講師を務めています。①農業者の実態を鑑みた講師謝金を含む費用負担のあり方を再考してください。

(回 答)

- ① 教育委員会所管の食育体験学習は、これまで5年間に亘り毎年約20校の応募がある中、栽培体験及び調理実習等において生産者等の方から指導を受けながら、食物を大事にし、食物の生産者等に関わる方に感謝する心の醸成等、学習の目標・目的を持たせ、体験学習の内容を他の教科・領域と関連させる等、より教育的効果を向上させるよう取り組んでおります。

食育体験学習につきましては、教育委員会として各学校と協議する等実態把握に努め、今後のあり方について検討してまいります。

4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

有害鳥獣による農作物被害は、鳥獣生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加などから拡大傾向にあります。近年全国では、毎年 200 億円を超える被害が発生しており、深刻な影響を及ぼしています。

高知市でも平成 26 年度には被害金額が 440 万円を超え、こうした被害に対する対応から、①昨年度「第 3 次高知市鳥獣被害防止計画」(計画期間平成 27 年度～29 年度)を策定していますが、被害状況の詳細な調査と計画に則った着実な実施を要請します。

有害鳥獣捕獲報償金ですが、この間、金額の拡大、対象鳥獣の拡大を図ってきていますが、②被害の縮小に至っていない現状からも必要に応じ、その充実・強化を図るよう求めます。また、有害鳥獣駆除の担い手確保が、大変に重要だと考えます。③減少し続けている狩猟者の確保・育成のため、抜本的対策の具体化に早急に取り組んでください。

有害鳥獣対策として、④侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、その充実にさらに努めてください。同時に、⑤個人や狩猟免許を持っていない住民が利用できる市単での資材補助等の創設を、強く求めます。

鏡地区に整備されたイノシシ等処理加工施設ですが、品質の保持等から全市域をカバーできないなどの課題があります。⑥新たな処理加工施設の整備を含めた検討を要望します。

(回 答)

- ① 近年の有害鳥獣による農作物被害の傾向については、狩猟者からの情報や農家等の被害報告からも、様々な鳥獣による被害が見受けられます。このため、「第3次高知市鳥獣被害防止計画（H27～H29）」では対象鳥獣を拡大し、各々の被害の軽減目標を掲げ、詳細な被害情報の収集・整理を行い、総合的で実効性のある防止対策に取り組んでまいります。
- ② 有害鳥獣の捕獲頭数が増加傾向にあり、また、平野部の山際においても目撃情報や被害報告が多く聞かれるようになっておりますことから、捕獲報償金については、今後も適宜見直しを行っていく予定です。なお、平成28年度はイノシシの捕獲目標頭数を500頭から600頭へ増やし、被害の報告が多いハクビシンを新たに捕獲報償金の対象鳥獣として新設いたしました。
- ③ 本市における狩猟者の確保を図るため、県制度を活用し、引き続き初心者講習会受講料（7,000円）や、射撃講習受講料（37,000円）の全額補助に取り組んでまいります。また、減少しつつある狩猟者の状況を鑑み、集落説明会等を通じて、農業者の狩猟免許取得に向けての働きかけを継続して行ってまいります。
- ④ 侵入防止柵の設置については、集落ぐるみで取り組む事業として、高知市鳥獣被害対策協議会が国事業を活用し、平成27年度に久礼野地区で5km、網川地区で2km、行川地区で2.5kmの防止柵の設置を行いました。今後も、地域ぐるみで合意形成を図り、関係機関と連携して鳥獣対策支援を行ってまいります。
- ⑤ 平成27年度より、集落ぐるみで被害対策が困難な農業者に対する補助制度を設け、24名の農業者に対して支援を行いました。農作物の生産活動と併せた被害対策が今後は必要と考えており、国の事業活用

と併せた支援を行ってまいります。

- ⑥ イノシシ等の処理加工施設の整備につきましては、地域での合意形成が図られ、整備に向けた動きがある場合には、協力・支援をしてまいりたいと考えております。

5 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。

農業用水の確保の点では、東部地域の高須北部においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が残されております。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも、森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されており、①良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地や、地震、台風、集中豪雨等により、河川の堤防が決壊し、②浸水被害が予想される東部地域の五台山南部では、排水対策が課題となっており、その対応が求められるため、具体的な内水排水対策をお示しください。また、同時に老朽化したポンプ場の早急な改修工事をお願いします。そして、春野地域における新川川本線や支線(北山川)の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備に伴う橋梁の早期着工は、今後も継続した取り組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、豪雨により、野菜や温室ボイラー等が数年ごとに冠水被害(近年では平成26年8月)を受けている事態を踏まえて、③残り900mほど残っている浚渫工事計画は、数年かかる予定ですが、前倒しにした取り組みを講じるよう要望します。また、④浚渫した箇所においては、約半年ほどで草が生え、再び土砂

が溜まりやすくなっているため、永年に機能が維持できるような工法を検討してください。⑤遅能の底井流（そこゆる）の改修についても早期着工を併せてお願いします。

高知市は、第二次高知市環境基本計画の自然豊かなまちづくりの政策の中で、施策として農地の保全を掲げています。⑥農地を守るという視点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な機能保全計画の早急な実施を求めます。

（ 回 答 ）

- ① 農業用水の確保につきましては、高須北部の長場江地区において、平成 27 年度に用水を汲み上げるポンプを整備いたしました。また、中山間地域や長浜地域についても、地元の皆様のご意見をお聞きし、できるだけ水源涵養が図れるよう対策を講じてまいります。
- ② 浸水被害が予想されております五台山南部地域では、県による下田川の堤防の耐震補強が進められています。また、平成 27 年度から県営事業として、機能保全計画に基づき東孕第一及び高須・絶海排水機場のポンプ施設の更新等に取り組んでいるところです。
- ③ 春野地域における新川川本線や支線（北山川）の維持管理、拡幅整備につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）から、「下汲地橋から上流の未浚渫箇所についても引き続き早期に浚渫を行えるよう、今後も予算の確保に努めます。」と伺っております。
- ④ 同様に河川管理者の高知県からは、「浚渫工事を行う際には、土砂の浚渫と併せて植生の除根に努めていますが、浚渫完了区間においても治水上必要と判断される場合は、除草等の対応を行ってまいります。」と伺っております。
- ⑤ また、遅能の底井流（そこゆる）の改修につきましては、「遅能の

底井流の治水対策について、引き続き効果的な工法などの検討を行っていきます。」と高知県より回答を頂いております。

新川川及び新川川支線の維持管理や拡幅整備につきましては、本市といたしましても重要課題と捉えており、今後も引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。

- ⑥ その他の排水機場につきましても、引き続き優先順位を定め機能保全計画の策定に努めてまいります。

6 中山間地域の農業振興について

中山間地域の農業は、地域経済の核であるとともに、国土保全や水源のかん養等の多面的機能の維持という、重要な役割を担っています。しかしその一方、生産条件が悪いことに加え、過疎化・高齢化の進行による労働力不足や、有害鳥獣による農作物被害の拡大のため大変厳しい状況となっています。

このため、営農活動の利便性の低い農地は、耕作が困難となり、耕作放棄地の拡大が急激に進んでいます。農林水産省の「農林業センサス」でも、日本の中山間地域での耕作放棄地は、平成7年で13万2千ha、平成12年で18万8千ha、平成17年で20万8千ha、平成22年では21万5千haと、平坦地を大きく凌ぎ拡大の一途です。

こうしたことに歯止めをかけ、営農活動の利便性を高め、耕作放棄地の拡大を防止するためには、農業土木施設の整備が不可欠です。①農道や作業道、せまち直し等の基盤整備推進を強く求めます。

中山間地域では、農業就業人口に占める高齢者や女性の割合が高く、しかも小規模農家が圧倒的に多くなっています。農村機能の維持が難しくなる集落が出現する危惧がある現状からも、②担い手の育成、また高齢者や女性が働きやすい環境づくりと仕組みづくりを、さらに進めてください。

地域の振興作物としては、梅・柚子・四方竹・ハウス茗荷・花卉・ハウス苺・生姜・露地野菜等中山間ならではの農産物が存在します。これら有望品目の栽培技術の向上、営農体制の確立を期するために、③専門的施設（農業指導センター）の設置や人的措置、また人材確保策としての高知県との人事交流の検討を求めます。

切実な要望として情報通信網の整備があげられます。いうまでもなく、農産品にかかる情報収集や販売促進にとって欠かすことができず、若者の移住・定住のためにも必要です。さらに、④民間事業者との協議・交渉を進め、早期に高速データ通信サービスが利用できるよう要望します。

地理的条件が不利な地域に対する制度である⑤「中山間地域等直接支払制度」の充実・強化について、取組みの推進をお願いします。

(回 答)

① 本市では、耕作放棄地の発生防止を図るために、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら、各地区のニーズに応じた基盤整備等の支援を通じて労力負担の軽減等を図るとともに、集落を基礎とした営農組織の育成や、中山間地域の農業・農村を支える仕組みづくりに取り組んでおります。

今後も国や県の補助制度を活用しながら、生産者の主体的な取組の支援を行ってまいります。

② 中山間地域においては、農業従事者の高齢化や女性の割合が高い状況となっており、今後は労力負担の大きい農作業が困難になってくることも考えられます。

このため、平成28年度は四方竹自動選別機の導入支援を行うとともに、収穫時に負担のかからない新たな有利作物の導入について、一般財団法人夢産地とさやま開発公社を中心に県農業改良普及所やJA等とともに検討を行ってまいります。

③ 生産物の付加価値を高めるための専門的施設の設置と人的措置につきましても、市、県農業改良普及所、JAなどの農業関係機関・団体で組織する「高知市営農技術会議」において、営農上の様々な課題解決に向け、農業技術の普及につながる調査・研究を行っております。

こうした取組を継続・発展させるとともに、農業改良普及員等との連携による農業者への情報提供等を行うことにより、地域で必要とされる営農支援を進めてまいります。

- ④ 本市には地理的な条件により、高速データ通信サービスが利用できない地域があることは認識しておりますが、インターネットや携帯電話等の情報通信を行うための施設整備に関しましては、民間事業者で取り組むべきサービスであるとも考えております。

データ通信サービスにつきましては、近年通信技術の進展が目覚ましく、携帯電話等の無線系においても、光ファイバーと同等若しくはそれ以上の通信速度を持つ規格が開発されており、これに伴い、携帯電話会社のサービスにおきましても高速化が順次図られている状況です。

実際、鏡・土佐山等の中山間地域におきましては、居住地域の大半が、いずれかの携帯電話会社の通話可能エリアとなっており、そのエリア内においても、高速データ通信サービスが利用できる範囲が順次拡充されてきていることを確認しております。

中山間地域への高速データ通信サービスの整備については、各携帯電話会社に対しまして、エリア拡充及び通信速度の高速化に向けた要望を引き続き行ってまいります。

- ⑤ 中山間地域等直接支払制度につきましては、平成 27 年度から法制化のもと第 4 期対策として新たにスタートすることになりましたが、39 協定が締結したものの、残念ながら高齢化等の理由で、前期の最終年度と比較して協定締結面積が約 70 h a 減少することになりました。

当事業は、継続した農業生産活動により、国土・環境の保全、水源のかん養等の多面的機能の維持に大きく貢献しているだけに、高知市としましても引き続き基盤整備等の支援を通じて、協定締結面積の拡

大に取り組んでまいりたいと考えております。

要 望 事 項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税等の軽減措置について

市街化区域内農地は、区域内の緑被率の向上による地域の住環境保全や防災機能等，多面的機能を担っており，将来に向けて大切に保存しなければならない地域財産となっております。特に，近い将来必ず起こるといわれている南海トラフ巨大地震の際には，津波の影響とともに，地震火災の延焼も大いに危惧されるところで，これらを防ぐ意味でも市街化区域内農地が多面的機能を果たす役割は大きいものがあり，都市農業振興基本法制定への流れと連動しています。

現在，路線価は年々下落し，農地（土地）自体の価値は急速に下がっていますが，市街化区域内農地の農業経営は農地への税負担増等により，農地を保持することが困難になっているのが現状です。

そこで，①現状の負担水準が引き上げられる場合は，その上昇分に見合う補助を創設するよう要望します。また，農林水産省は都市部の農業振興策として，税制優遇や規制緩和を検討するとしていますが，この動向を注視しつつ，②農地の特性に鑑みた本市独自の固定資産税の軽減措置の創設を願います。

（ 回 答 ）

- ① 本市における都市内農業につきましては，これまでの都市化の進展に伴い，市街化区域内の農地が減少し，現在，まとまりのある農地は

数少ない状況となっております。

しかしながら、都市内農業には良好な景観の形成をはじめ、防災空間の確保、農業体験の場の提供などの多面的な機能を有しており、今後も安定的に農業が継続できるような環境整備が必要であると考えております。

昨年4月に制定されました、「都市農業振興基本法」は、都市農業の重要性を法的に明確に位置付け、安定的な継続を後押ししようとするもので、現在、国において「都市農業振興基本計画」の策定を進めており、税制面で農地保有のコストを抑える必要性や、これまで対象外であった都市内農地を主要な農業振興施策の対象にしていくことなどが盛り込まれるとのことであります。

今回の負担水準の上昇分に見合う補助は、税金の公平性から困難と思われませんが、今後、国の動向を注視しながら、都市と調和した農業の振興に向け、都市内農地の保全につながる支援策について研究してまいります。

- ② 人口減少や高齢化が進展し、宅地予定地とされてきた市街化区域内農地への宅地需要も低下している中で、新鮮な農産物の供給地、国土・環境の保全等の多様な機能を持つ市街化区域内農地への住民からの評価は高まっています。

また、発生が間近に迫っていると言われる南海トラフ巨大地震の被害を最小限度の止めるためにも、市街化区域内農地を保全して、防災空間を確保していくことが求められています。

市街化区域内農地を保全していく必要性については十分に理解できるところであります。市街化区域内農地の課税については、平成15年の税制改正により、課税標準を評価額の3分の1を上限とする特例措置が適用になっており、一定の税負担調整措置がなされています。

固定資産税は、地方税法等の関係法令や固定資産評価基準に基づき、公平・公正で適正な課税を行っており、税制上、市街化区域内農地の評価・課税標準の算出において、市独自の軽減措置を実施することはできないものと考えます。

自民党の都市農業振興に関する小委員会において、都市農業に関する税制改正が検討され、平成 27 年 11 月に、市街化区域内農地の確実な保全に向け新たな制度的枠組みの構築と税制上の措置が必要だと提言されています。

政府が策定を進めている都市農業振興基本計画（案）でも、これまで「宅地化すべきもの」だった都市農業の位置付けを、都市に必要不可欠な「あるべきもの」へと大きく転換されています。税制面において、市街化区域内農地の保有のコストを抑える必要性も指摘されていることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2 竹林対策について

竹被害の深刻さが増しています。竹は成長力が非常に強く，成長のための空間と光をあまり必要としないという特徴を持っています。このため，急激に繁殖し，優良農地に侵食被害を及ぼしています。農業の基本となる「農地の保全」「農地を守る」という観点から，早急な対策が必要です。①竹林対策を，地域住民や竹林所有者に負わずだけでなく，行政としての支援策や取組みの推進を求めます。

昔から竹は，日用品や工芸品，食材として衣食住に欠かせない存在であり，独自の竹文化を築いてきました。全国的には，竹材の商品化や竹林整備の実践，竹による観光誘客等様々な取組みが行われています。②産学官の連携や民間事業者の支援等，竹を活用した事業創設に取り組むよう要望します。そしてこのためにも，③全国の先進地を調査し，視察を行うなど早期に調査・研究活動を開始するよう求めます。

竹林被害は，直接的な農業被害に留まらず，地すべりや土砂崩れなどの土砂災害・土壌崩壊の影響，また森林の持つ水源かん養への影響も著しいものとなります。④部局の垣根を取り払った取組みをお願いします。

(回 答)

①②③④

竹の被害対策につきましては，森林所有者のみならず市民参画による多面的な竹林整備の推進とともに，竹資源の新たな利活用の促進が課題であると認識しており，部局連携の下，取組を進めております。

竹林整備に関し森林所有者を対象とする支援につきましては，人工

林での竹の除伐を本市の継ぎ足し補助で助成する等、造林補助制度による対策を引き続き行ってまいります。

多面的な竹林整備の促進では、部局の垣根を越えて、里山林等の保全管理に向けた取組を進めるため、企業等との共催により里山保全環境学習会等の開催を通じて市民等への啓発を実施しています。また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金や企業等からの協賛金を活用して、地域住民の皆様やNPO法人等との協働による市民参画型の竹林整備事業等が実施され始めています。

竹資源の新たな利活用では、土佐山地区に工業用ブラシの竹柄を製造する工場の誘致を通じ、竹の集材センターが新たに設立されており、これまで製品に加工できないため買い取れなかった竹や廃棄していた竹の端材を利用して、竹チップや竹粉として販売する事業も開始される見込みです。

今後、竹材の供給に関し森林組合との連携や地域への働きかけ等の協力を行うことで、この事業を安定・拡大させ、全国的な先進事例ともなる竹を活用した産業クラスターの形成を目指してまいります。

3 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっていますが、排水ポンプの老朽化による排水能力の低下や、重大な問題として、複数企業による土砂の堆積場所となっていることから池の縮小が進み、遊水池としての機能が失われてきています。①治水機能向上のため、導水路用地や排水機場用地の確保に地元と協調して、早期着工への取組みを要望します。

また、過去の台風上陸時にはハウス等が浸水する被害にあったことから、周辺住民は常に浸水不安にさらされています。高知市は、二カ年に渡り、小松沼周辺の土地利用の実態を含めた、仁ノ地区全体の排水基準の調査等を行い、昨年回答では、平成26年度に排水対策としてポンプ増設の基本設計の実施をし、用地測量、権利調査に着手したとのことですが、②あわせて導水路の確保に取り組んでください。今年も豪雨や台風によるハウス等への浸水被害が心配されていることから、③仁ノ地区の排水対策強化の早期実現に向けて、地元と十分な協議をしながら、引き続き迅速な事業推進をお願いします。

(回 答)

- ① 仁ノ地区の小松沼の埋立てが進んでいるなか、本市としましては、その排水対策として、地区内の導水路の整備と排水ポンプの増設により排水能力の向上を図ることとしております。
- ② このため、平成27年度には、ポンプ場増設のための実施設計及びポンプ場用地確保のための各筆の確認作業を行うとともに、地区内の導水路の測量設計にも取り組んだところです。

- ③ 平成 28 年度は, ポンプ場用地の確保とポンプ場土木築造工事に着手する予定であり, 引き続き仁ノ地区の排水対策強化の早期実現に向けて, 地元皆様の協力を得ながら, 取り組んでまいります。

4 土地改良事業等地元分担金の軽減について

高知市は、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、土地改良事業等に要する経費について、当該施行主体に対し、土地改良事業補助金を交付すると定めています。例えば、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では事業費の75%以内、中山間地域では事業費の80%以内の補助はありますが、残りは地元の負担となっています。また、農業基盤整備促進事業でも、10%の分担金を負担しなければ整備できないことになっています。

市街化区域内は、その機能の公益性などから、受益者分担金を負担することにはなっておらず、調整区域においても、その公益性に大きな違いはないものと考えます。旧春野地域では、合併前水路の新設及び改良においては、地元分担金を負担していなかったこともあり、当該事業が停滞する原因ともなっています。①地元分担金の軽減について検討されるよう要望します。

(回 答)

① 土地改良施設であります農道や水路等の改良や新設等につきましては、全額公費による市単土地改良事業や、地元負担が必要な市単土地改良事業等補助金交付事業や国の農業基盤促進事業があります。また、原材料を支給し地元の労力提供による整備等、地元に応じた事業メニューもありますことから、これらの事業を施設の緊急性や重要性、地元負担に対する合意形成等から判断し、施設整備等を行っております。

ご要望の地元分担金の軽減につきましては、整備メニュー毎に予算上の制約がある中で、軽減することによる他の整備メニューへの影響

や、他都市におけるアンケート調査結果でも、地元負担割合に差異が見られないことから、現時点では軽減は困難であると考えておりますので、ご理解をお願いします。

5 農業委員会制度等の維持・強化について

国は、平成 26 年度より農業施策の 4 つの改革のひとつとして、農地中間管理機構を創設し、農地の集約・集積化を進める施策を実施し、農業委員会もその実現に向けて努力しているところです。

また今般、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制の廃止、現在の業務に加えて農地等の利用の最適化事務を重点化として規定、事務局体制の強化の明文化など大幅に改正されることとなっています。

このような改正に対応し、今後も農業委員会が適正な事務を遅滞なく執行できるよう、①農業委員会制度の維持・強化や農業委員会事務局体制の強化のための職員配置に対して市長の協力を要望します。

(回 答)

- ① 農業委員会法が平成 27 年 9 月に改正され、農業委員会業務も大きく変動がありました。

農業委員会の業務について、「農地法等によりその権限に属させた事項」に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が明記されました。

具体的業務の内容は、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、等です。

任意業務も整理されており、「行政庁への建議又は諮問への答申」は法令業務から削除される等となっています。

また、農業委員の選出方法についても変更がなされ、従来の公選制から、議会同意を要件とする市長の任命制となりました。

さらに、農業委員とは別に、地域において農地利用の最適化の推進

を図るため、農地利用最適化推進委員が新設されることとなっております。

このような大幅な法改正を受けまして、農業委員会事務局体制につきましても、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するために、万全の体制が必要であると認識しております。

今後、農業委員会事務局とのヒアリングや協議を行い、業務量の把握に努め、適正な人員配置を図ってまいります。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食料自給率の向上について

日本の食料自給率は、1961年供給熱量ベースで78%であったものが、次第に低下し、2010年以降は39%と大きく落ち込んだまま横ばいが続いています。2015年3月に国は今後10年の農業政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本計画」の中で食料自給率を2020年までに50%という目標を2025年度までに45%と引き下げる閣議決定をしましたが、今回のTPP交渉の大筋合意をきっかけに、国内農業が壊滅的被害を受ける可能性も懸念されることから、現状では達成できる見通しは立っていません。2011年主要国の食料自給率では、アメリカ127%、ドイツ92%、フランス129%、イギリス72%であり、食料安全保障に対する取組み度合いは歴然としているといわざるをえません。

一方国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には95億人に達するという世界的食料危機が叫ばれる中、中国の穀物輸入拡大や、異常気象による干ばつ等では、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国の穀倉地帯は深刻な被害を受けています。また、国際紛争等による政情不安などにより、生産・輸出国は国内供給の確保を優先させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化するなど、世界の食料争奪戦の危惧が深まっています。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、①国内農業の建て直しに向けて、優良農地や農業用水等の農業資源の確保や有効利

用を着実に推進するとともに、②新規就農者や後継者の育成・技術支援のための指導農業士の充実等の施策に総力をあげて取り組むよう、引き続き国・県への働きかけを要望します。

(回 答)

①②

政府は、本年2月に、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の協定に署名し、新たな影響試算について公表するとともに、国内対策についての説明会等を行っております。

一方、本年2月の高知県の試算では、政府の対策による効果などを前提としていますが、生産減少額は前回より大幅に少ないという結果が出ております。しかしながら、今後、安価な外国産品の流入による価格低下など、現段階では定量的に見通せない影響が生じる可能性があります。

今後も引き続き、本市農業の安定的な生産と供給力の向上を図り、農業者が安心して生産活動を行える環境を整えるとともに、あわせて担い手の育成と指導者への支援、農業生産施設の維持・強化を図るには、国・県の支援が必要であるため、引き続き高知県市長会に議案として提出を行っております。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助し、全額が社会保険料控除の対象になる等、他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者である農業経営主、または、その農業経営主と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は農業経営主と養子縁組を結んだ場合を除いて対象者には含まれておりません。

①農業者の安定した老後のために制度の周知を図り、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても補助の対象となるよう、さらなる制度の充実を国に強く要望してください。

(回 答)

- ① 農業者年金制度の保険料補助について、家族経営協定を締結し経営に参画している後継者の配偶者にも対象を拡大するご要望につきましては、昨年度も高知県市長会を通じて要望を行い、平成27年6月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係府省庁等に提出されております。本年度も制度の実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出を行っております。